

8面から12面の記載要領は添付不要

捨印

(日本工業規格A列4)

許可番号	派13-0000000
事業所枝番号	1
許可年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日

派遣実績のない場合は余白に「派遣実績なし」と記入。

ただし、

第1面、第2面(1)①、(3)②、第5面は記入すること。(赤枠)

特定は「14備考欄」に記入

労働者派遣事業報告書 (年度報告)
(6月1日現在の状況報告)

事業所ごとに作成し、6月1日から7月2日までに提出。

年 月 日

株式会社 東京労働局
提出者 代表取締役 東京労働 太郎

代表
者印

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第23条第1項の規定により、下記のとおり事業報告書を提出します。

(ふりがな)	かぶしきがいしゃ とうきょうろうどうぎよく		
1 氏名又は名称	株式会社 東京労働局		
2 住 所	〒 (〇〇〇-××××) 東京都千代田区九段南一丁目2番1号 (登記記載に合わせる) (△△) 〇〇〇〇-××××		
(ふりがな)	とうきょうろうどう たろう	役 名	
3 代表者の氏名 (法人の場合)	東京労働 太郎	代表取締役社長	
(ふりがな)	かぶしきがいしゃ とうきょうろうどうぎよく かいがんしてん		
4 事業所の名称	株式会社 東京労働局 海岸支店		
5 事業所の住所	〒 (〇〇〇-××××) 東京都港区海岸3-9-4 5 海岸ビル3階 (ビル名階数等まで) (△△) 〇〇〇〇-××××		
6 大企業、中小企業の別	1 大企業	② 中小企業	主たる業種の日本標準産業分類の名称とその細分類番号
7 産業分類	名称	受託開発ソフトウェア業	分類番号 3911 (4ケタ)
8 事業年度の開始の日及び当該事業年度の終了の日	平成27年7月1日 ~ 平成28年6月30日	直前に終了した事業年度(決算期)に合わせて記入。	
9 民営職業紹介事業との兼業	① 有	2 無	許可・届出番号 13-ユ-0000000
10 親会社の名称	株式会社 厚生労働省	備考	
①労働者派遣事業の許可番号	派13-0000000	②民営職業紹介事業の許可・届出番号	13-ユ-0000000
11 請負事業の実施	① 有	2 無	うち構内請負の実施 1 有 ② 無
12 労働者派遣事業の売上高	40,000,000	13 請負事業の売上高	10,000,000
14 備考	届出受理番号「特13-0000000」届出受理年月日「平成〇〇年〇〇月〇〇日」 担当者名:東京 太郎 連絡先:03(3452)-0000		

構内請負とは
発注者の事業所構内
にて、生産活動を請負
こと(製造業)

※労働局記入欄

7. 産業分類(※職業分類ではありません)

参考;日本標準産業分類URL(総務省)

http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/H25index.htm

I 年度報告

(1) 派遣労働者数等雇用実績（実人数）（報告対象期間末日現在）

計	通算雇用期間が1年以上の派遣労働者	うち同じ職場に1年以上派遣見込みの者	通算雇用期間が1年未満の派遣労働者	うち同じ職場に1年以上派遣見込みの者
①全労働者	100	—	—	—
②派遣労働者総計	40	30	10	3
③無期雇用派遣労働者	10	10	10	—
④有期雇用派遣労働者	30	20	10	3
日雇含む				
⑤日雇派遣労働者	2			
⑥登記者 ※				

※登録制度のある事業主のみ

(2) 海外派遣労働者数（実人数）

(3) 派遣先に関する事項

①派遣先事業所数（実数）

8

②労働者派遣契約の期間別件数（延べ件数）

総件数	1日以下のもの	1日を超え7日以下のもの	7日を超え1月以下のもの	1月を超え2月以下のもの	2月を超え3月以下のもの	3月を超え6月以下のもの	6月を超え12月以下のもの	1年を超え3年以下のもの	3年を超えるもの	労働者派遣契約がなかった
50	15		5	3	1	1	10	15		

(4) 教育訓練（キャリアアップに資するものを除く）の実績

①労働安全衛生法第59条の規定に基づく安全衛生教育

教育の内容及び当該内容に係る労働安全衛生法又は労働安全衛生規則の該当番号	教育の方法の別 1 座学 2 実技	教育の実施主体の別 1 事業主・ 2 派遣先・ 3 教育機関・4 その他	受講した派遣労働者数	1人当たりの平均実施時間
イ 5 腰痛防止教育	1	1	10	1
ロ 6 整理・整頓・清掃・清潔訓練	1	2	10	1
ハ 7 危険予測訓練	1	2	10	2

労働安全衛生規則第35条第1項第1号から第8号の該当する番号（1～8）を記入。
労働安全衛生法第59条2項該当は「9」、同条第3項該当は「10」を記入。

③主な派遣先事業主（取引額上位5社）

氏名又は名称	所在地
株式会社A	東京都千代田区
株式会社B	東京都港区
株式会社C	東京都中央区
株式会社D	東京都新宿区
株式会社E	東京都渋谷区

(5) 紹介予定派遣に関する事項

イ 紹介予定派遣に係る労働者派遣契約の申込人数（人）	ロ 紹介予定派遣により労働者派遣をした労働者数（人）	ハ 紹介予定派遣において職業紹介を実施した労働者数（人）	ニ 紹介予定派遣で職業紹介を経て直接雇用につながった労働者数（人）
5	4	4	2

有期雇用労働者で
①平成27年9月30日以降に締結した派遣契約が、1年以上同一組織単位で見込まれる者
②派遣元での通算雇用期間が1年以上の者（1年未満見込み）※1について記入。

(6) 雇用安定措置（法第30条）の措置の実績

対象派遣労働者数	第1号の措置（派遣先への直接雇用の依頼）を講じた人数	第2号の措置（新たな派遣先の提供）を講じた人数	第3号の措置（派遣元で派遣労働者以外の労働者として無期雇用）を講じた人数	第4号の措置（その他の措置）を講じた人数		第1号から第4号までのいずれの措置も講じなかった人数	備考			
				教育訓練（雇用を維持したままのものに限る）	紹介予定派遣（※2）					
計	30	3	2	11	7	9	1	5		1
3年見込み	3	2	2	1	1					
2年半から3年未満見込み	5	1		2	1	1	1			
2年から2年半未満見込み	6			1	1	5				
1年半から2年未満見込み	5			2	1	2				1
1年から1年半未満見込み	6			2	1	1		3		
1年未満見込み（※1）	5			3	2		2			

※1 「1年未満見込み」については、派遣元での通算雇用期間が1年以上の者（登録中の者を含む）に限る。
※2 （5）欄の「イ 紹介予定派遣に係る労働者派遣契約の申込人数（人）」の内数であること。

（7）派遣料金及び派遣労働者の賃金（1日（8時間当たり）の額）に関する事項

日雇除く

① 業務別派遣料金及び派遣労働者の賃金（1日（8時間当たり）の額）
（日雇派遣労働者を除く）

② 日雇派遣労働者の業務別派遣料金（1日（8時間当たり）の額）

	派遣料金（1日（8時間当たり）の額）			派遣労働者の賃金（1日（8時間当たり）の額）		
	派遣労働者平均	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者	派遣労働者平均	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者
全業務平均	18,667	22,000	20,500	12,000	14,000	13,000
01 管理的公務員						
02 法人・団体役員						
03 法人・団体管理職員						
04 その他の管理的職業従事者						
05 研究者						
06 農林水産技術者						
07 製造技術者						
08 建築・土木・測量技術者						
10 情報処理・通信技術者	30,000	30,000	29,000	20,000	20,000	18,000
11 その他の技術者						
12 医師、歯科医師、獣医師、薬剤師						
13 保健師、助産師、看護師						
14 医療技術者						
15 その他の保健医療従事者						
16 社会福祉専門職業従事者						
17 法務従事者						
18 経営・金融・保険専門職業従事者						
19 教員						
20 宗教家						
21 著述家、記者、編集者						
22 美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者						
23 音楽家、舞台芸術家						
24 その他の専門的職業従事者						
25 一般事務従事者	12,000	0	12,000	8,000	0	8,000
26 会計事務従事者	14,000	14,000	0	8,000	8,000	0
27 生産関連事務従事者						
28 営業・販売事務従事者						
29 外勤事務従事者						
30 運輸・郵便事務従事者						
31 事務用機器操作員						
32 商品販売従事者						
33 販売類似職業従事者						
34 営業職業従事者						
35 家庭生活支援サービス職業従事者						
36 介護サービス職業従事者						
37 保健医療サービス職業従事者						
38 生活衛生サービス職業従事者						

職種ごとの合計
= 全業務平均 (小数点以下四捨五入)
職種の数

例: 派遣料金
派遣労働者 = $(30,000 + 12,000 + 14,000) \div 3 = 18,666.666\cdots$
無期雇用派遣労働者 = $(30,000 + 14,000) \div 2 = 22,000$
有期雇用派遣労働者 = $(29,000 + 12,000) \div 2 = 20,500$

$\frac{\text{派遣先から得た派遣料金の総額}}{\text{派遣労働者の総労働時間}} \times 8\text{時間}$

全派遣労働者、無期、有期、それぞれ計算式を当てはめる。
(小数点以下四捨五入)

$\frac{\text{派遣労働者の賃金の総額}}{\text{派遣労働者の総労働時間}} \times 8\text{時間}$

全派遣労働者、無期、有期、それぞれ計算式を当てはめる。
(小数点以下四捨五入)

令第4条以外の業務も含む派遣料金の平均。
(小数点以下四捨五入)

全業務平均	21,500
4-1 (情報処理システム開発)	30,000
4-2 (機械設計)	
4-3 (事務用機器操作)	
4-4 (通訳、翻訳、速記)	
4-5 (秘書)	
4-6 (ファイリング)	
4-7 (調査)	
4-8 (財務)	
4-9 (貿易)	
4-10 (デモンストレーション)	
4-11 (添乗)	
4-12 (受付・案内)	
4-13 (研究開発)	
4-14 (事業の実施体制の企画、立案)	
4-15 (書籍等の制作・編集)	
4-16 (広告デザイン)	
4-17 (OAインストラクション)	
4-18 (セールスエンジニアの営業、金融商品の営業)	

令第4条に該当しない日雇派遣のみの場合は、全業務平均のみ記入。

一人で複数の業務に対して派遣されている場合は、主たる業務に記入。

① 業務別派遣料金及び派遣労働者の賃金（1日（8時間当たり）の額）
（日雇派遣労働者を除く）（続）

	派遣料金（1日（8時間当たり）の額）			派遣労働者の賃金（1日（8時間当たり）の額）		
	派遣労働者平均	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者	派遣労働者平均	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者
39 飲食調理従事者						
40 接客・給仕職業従事者						
41 居住施設・ビル等管理人						
42 その他のサービス職業従事者						
43～45 自衛官・司法警察職員等	—	—	—	—	—	—
46 農業従事者						
47 林業従事者						
48 漁業従事者						
49 生産設備制御・監視従事者						
50 機械組立設備制御・監視従事者						
51 製品製造・加工処理従事者						
52 機械組立従事者						
53 機械整備・修理従事者						
54 製品検査従事者						
55 機械検査従事者						
56 生産関連・生産類似作業従事者						
57 鉄道運転従事者						
58 自動車運転従事者						
59 船舶・航空機運転従事者						
60 その他の輸送従事者						
61 定置・建設機械運転従事者						
62 建設躯体工事従事者	—	—	—	—	—	—
63 建設従事者（建設躯体工事従事者を除く）						
64 電気工事従事者						
65 土木作業従事者	—	—	—	—	—	—
66 採掘従事者						
67 運搬従事者						
68 清掃従事者						
69 包装従事者						
99 分類不能の職業						

99分類不能の職業の場合、派遣業務内容を余白に記入。

③ 日雇派遣労働者の業務別賃金（1日（8時間当たり）の額）

業務別賃金（1日（8時間当たり）の額）	日雇派遣労働者の賃金（1日（8時間当たり）の額）
全業務平均	18,000
4-1（情報処理システム開発）	20,000
4-2（機械設計）	
4-3（事務用機器操作）	
4-4（通訳、翻訳、速記）	
4-5（秘書）	
4-6（ファイリング）	
4-7（調査）	
4-8（財務）	
4-9（貿易）	
4-10（デモンストレーション）	
4-11（添乗）	
4-12（受付・案内）	
4-13（研究開発）	
4-14（事業の実施体制の企画、立案）	
4-15（書籍等の制作・編集）	
4-16（広告デザイン）	
4-17（OAインストラクション）	
4-18（セールスエンジニアの営業、金融商品の営業）	

令第4条以外の業務も含む賃金の平均。
（小数点以下四捨五入）

令第4条に該当しない日雇派遣の場合は、全業務平均のみ記入。

（8） マージン率等の情報提供の状況

提供方法	該当する各欄に「○」をすること
インターネット	
書類の備えつけ	○
その他（ ）	

マージン率等の情報提供は義務化されているため、記入必須。
（複数選択可）

第3面、4面（7）①

参考：日本標準職業分類URL（総務省）

http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/shokgyou/21index.htm

派遣実績ない場合も
記入必須
最低1名以上

キャリアコンサルタント以外の担当者についてのみ、いずれかに記入
職務経験有り・・・過去にキャリア・コンサルティング経験があるもの、
人事部門で3年以上の経験があるもの等。
知見有り・・・キャリア・コンサルティングの知識を有するもの。

※フルタイム(1年以上雇用見込み)の場合

計		うち社内の者	うち社外の者	キャリア・コンサルティングに関する職務経験・知見の有る者	職務経験有り	知見有り
計		2	2	1	1	
キャリアコンサルタント		1	1	—	—	—
上記以外の担当者		1	1	—	1	
営業職				—		
その他		1	1	—	1	

② キャリアコンサルティングの全派遣労働者数 全派遣労働者数 実施を希望した者の人数 実施した者の人数

報告対象期間中の派遣労働者の人数			実施を希望した者の人数			実施した者の人数		
計	うち無期派遣労働者	うち有期派遣労働者	計	うち無期派遣労働者	うち有期派遣労働者	計	うち無期派遣労働者	うち有期派遣労働者
40	10	30	30	5	25	30	5	25

フルタイム1年以上の雇用見込みの派遣労働者が30人の場合

【1年目】入職から1年目の派遣労働者が10人
【2年目】入職から2年目の派遣労働者が10人
【3年目】入職から3年目の派遣労働者が5人
【4年目以降】入職から4年目以降の派遣労働者が5人

③ キャリアアップに資する教育訓練 ① フルタイム(1年以上雇用見込み)、2 短時間勤務(1年以上雇用見込み)、3 1年未満雇用見込み

1、2、3 いずれかに○ それぞれの用紙で作成		対象となる派遣労働者				(上段) 実施時間の総計 (受講者数×教育訓練1コマの時間 (複数回実施の場合は、その合計))				(下段) 受講者の実人数 (各年に同一の訓練を複数回受講した者は、重複計上しないこと)				訓練の方法の別 1 計画的なOJT・2 OFF-JT・3 OJT (計画的なものの以外)		訓練の実施主体の別 1 事業主・2 派遣先・3 訓練機関・4 その他		訓練費負担の別 1 無償(実費負担なし)・2 無償(実費負担あり)・3 有償		賃金支給の別 1 有給(無給部分なし)・2 有給(無給部分あり)・3 無給	
訓練の内容等		対象となる派遣労働者数																			
報告対象期間中の人数		1年目	2年目	3年目	4年目以降	1年目	2年目	3年目	4年目以降												
入職時等基礎的訓練																					
新規採用者訓練		1				40				1	1	1	1	備考							
(イ)		10				10								各項目いずれかの番号を記入							
(ロ)														備考							
職能別訓練																					
システム設計・技能研修		2				40	40	20	20	1	1	1	1								
(イ)		10	10	5	5	10	10	5	5	備考											
(ロ)																					
O A機器操作訓練		2				20	20	12	8	2	1	1	1								
(イ)		5	5	3	2	5	5	3	2	備考											
(ロ)																					
職種転換訓練																					
ワークスタイル多様化研修		2		4		20	10	10		1	1	1	1								
(イ)			10	5	5	10	5	5													
(ロ)										備考											
階層別訓練																					
リーダー就任研修		4				20	10	10		1	1	1	1								
(イ)			10	5	5	10	5	5		備考											
(ロ)										備考											
その他の教育訓練																					
ビジネススキル研修		2				5	5	3	2	1	3	1	1								
(イ)		5	5	3	2	5	5	3	2	備考											
(ロ)										備考											
各年ごとの厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練の「実施時間の総計」の合計(a)						105	105	55	50	1～3年目のaの合計(c)				265							
各年ごとの厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練の受講者の実人数(b)						10	10	5	5	1～3年目のbの合計(d)				25							
厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練について1人当たりの平均実施時間(a÷b)						10	10	11	10	の厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練について1人当たりの平均実施時間				10							
「キャリアアップに資する教育訓練」実施に当たって支払った賃金額(1人1時間当たり平均)										1,500											

派遣実績ない場合も
記入必須
最低1名以上

キャリアコンサルタント以外の担当者についてのみ、いずれかに記入
職務経験有り・・・過去にキャリア・コンサルティング経験があるもの、
人事部門で3年以上の経験があるもの等。
知見有り・・・キャリア・コンサルティングの知識を有するもの。

※短時間勤務(1年以上雇用見込み)の場合

計		うち社内の者	うち社外の方	キャリア・コンサルティングに関する職務経験・知見の有る者	職務経験有り	知見有り
計	2	2		1	1	
キャリアコンサルタント	1	1		—	—	—
上記以外の担当者	1	1		—	1	
営業職				—		
その他	1	1		—	1	

② キャリアコンサルティングの全派遣労働者数

報告対象期間中の派遣労働者の人数			実施を希望した者の人数			実施した者の人数		
計	うち無期派遣労働者	うち有期派遣労働者	計	うち無期派遣労働者	うち有期派遣労働者	計	うち無期派遣労働者	うち有期派遣労働者
40	10	30	30	5	25	30	5	25

短時間勤務1年以上の雇用見込みの派遣労働者が7人の場合

【1年目】入職から1年目の派遣労働者が3人
【2年目】入職から2年目の派遣労働者が2人
【3年目】入職から3年目の派遣労働者が1人
【4年目以降】入職から4年目以降の派遣労働者が1人
※週30時間勤務(通常の労働者は40時間)

③ キャリアアップに資する教育訓練 (1 フルタイム(1年以上雇用見込み)、(2) 短時間勤務(1年以上雇用見込み)、3 1年未満雇用見込み)

訓練の内容等		対象となる派遣労働者				(上段) 実施時間の総計 (受講者数×教育訓練1コマの時間 (複数回実施の場合は、その合計))				(下段) 受講者の実人数 (各年に同一の訓練を複数回受講した者は、重複計上しないこと)				訓練の方法の別 1 計画的なOJT・2 OFF-JT・3 OJT (計画的なものの以外)	訓練の実施主体の別 1 事業主・2 派遣先・3 訓練機関・4 その他	訓練費負担の別 1 無償(実費負担なし)・2 無償(実費負担あり)・3 有償	賃金支給の別 1 有給(無給部分なし)・2 有給(無給部分あり)・3 無給
1、2、3 いずれかに○ それぞれの用紙で作成		1年目	2年目	3年目	4年目以降	1年目	2年目	3年目	4年目以降	1年目	2年目	3年目	4年目以降				
入職時等基礎的訓練																	
4時間																	
(イ) 新規採用者訓練		1				12								1	1	1	1
(ロ)		3				3								備考			
機能別訓練																	
4時間																	
(イ) システム設計・技能研修		2				8	4	4		1	1	1	1	備考			
(ロ) O A機器操作訓練		2	1	1		4	2	2		2	1	1		備考			
職種転換訓練																	
(イ)																	
(ロ)														備考			
二 階層別訓練																	
(イ)														備考			
(ロ)														備考			
その他の教育訓練																	
1時間																	
(イ) ビジネススキル研修		2	3	3	2	1	1	2	3	2	1	1	2	3	1	1	
(ロ)		3	2	1	1	3	2	1	1	備考							
厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練の「実施時間の総計」の合計 (a)						19	12	7	5	1～3年目のaの合計(c)						38	
各年ごとの厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練に受講者となる人数 (b)						3	2	1	1	1～3年目のbの合計(d)						6	
厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練について1人当たりの平均実施時間 (a÷b)						6	6	7	5	の厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練について平均実施時間						6	
「キャリアアップに資する教育訓練」実施に当たって支払った賃金額 (1人1時間当たり平均)																1,500	

延べ人数ではありません

小数点以下切り捨て

記入漏れに注意

派遣実績ない場合も
記入必須
最低1名以上

キャリアコンサルタント以外の担当者についてのみ、いずれかに記入
職務経験有り・・・過去にキャリア・コンサルティング経験があるもの、
人事部門で3年以上の経験があるもの等。
知見有り・・・キャリア・コンサルティングの知識を有するもの。

※1年未満雇用見込みの場合

		キャリア・コンサルティングに関する職務経験・知見の有る者		キャリア・コンサルティングに関する職務経験・知見の有る者	
計		うち社内の者	うち社外の人	職務経験有り	知見有り
計	2	2		1	
キャリアコンサルタント	1	1		—	—
上記以外の担当者	1	1		1	
営業職				—	
その他	1	1		1	

② キャリアコンサルティングの全派遣労働者数

報告対象期間中の派遣労働者の人数			実施を希望した者の人数			実施した者の人数		
計	うち無期派遣労働者	うち有期派遣労働者	計	うち無期派遣労働者	うち有期派遣労働者	計	うち無期派遣労働者	うち有期派遣労働者
40	10	30	30	5	25	30	5	25

1年未満の雇用見込みの派遣労働者が3人の場合
（登録型、日雇い派遣労働者等）

③ キャリアアップに資する教育訓練（1 フルタイム（1年以上雇用見込み）、2 短時間勤務（1年以上雇用見込み）、3 1年未満雇用見込み）

訓練の内容等		対象となる派遣労働者				（上段）実施時間の総計 （受講者数×教育訓練1コマの時間 （複数回実施の場合は、その合計））				訓練の方法の別 1 計画的なOJT・2 OFF-JT・3 OJT （計画的なもの以外）		訓練の実施主体の別 1 事業主・2 派遣先・3 訓練機関・4 その他		訓練費負担の別 1 無償（実費負担なし）・2 無償（実費負担あり）・3 有償		賃金支給の別 1 有給（無給部分なし）・2 有給（無給部分あり）・3 無給	
報告対象期間中の人数		1年目	2年目	3年目	4年目以降	1年目	2年目	3年目	4年目以降								
4時間 入職時等基礎的訓練																	
(イ) 新規採用者訓練		1				12				1		1		1		1	
(ロ)		3				3				備考							
1時 職能別訓練																	
(イ) O A機器操作訓練		2				12				1		1		1		1	
(ロ)		3				3				備考							
ハ 職種転換訓練																	
(イ)																	
(ロ)										備考							
ニ 階層別訓練																	
(イ)										備考							
(ロ)										備考							
ホ その他の教育訓練																	
(イ)										備考							
(ロ)										備考							
各年ごとの厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練の「実施時間の総計」の合計（a）						14				1～3年目のaの合計（c）						14	
各年ごとの厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練の受講者の平均人数（b）						3				1～3年目のbの合計（d）						3	
厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練について1人当たりの平均実施時間（a÷b）						4				1～3年目の厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練について平均実施時間						4	
「キャリアアップに資する教育訓練」実施に当たって支払った賃金額（1人1時間当たり平均）																1,500	

Ⅱ 6月1日現在の状況報告

- 1 派遣労働者の実人数
①派遣労働者（日雇派遣労働者を除く）の実人数

	派遣労働者 計	うち通算雇用期間が1年以上の派遣労働者		うち通算雇用期間が1年未満の派遣労働者	
		無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者
派遣労働者計	42	25	6	2	9

	①の合計		①-2の合計
無期雇用労働者	25+2	=	20+2+5
有期雇用労働者	6+9	=	8+2+5

- ①ー2業務別派遣労働者（日雇派遣労働者を除く）の実人数

	計	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者
うち物の製造の業務（特定製造業務に限る。）に従事した者の数	3	3	
1 管理的公務員			
2 法人・団体役員			
3 法人・団体管理職員			
4 その他の管理的職業従事者			
5 研究者			
6 農林水産技術者			
7・08 製造技術者			
9 建築・土木・測量技術者			
10 情報処理・通信技術者	20	20	
11 その他の技術者			
12 医師、歯科医師、獣医師、薬剤師			
13 保健師、助産師、看護師			
14 医療技術者			
15 その他の保健医療従事者			
16 社会福祉専門職業従事者			
17 法務従事者			
18 経営・金融・保険専門職業従事者			
19 教員			
20 宗教家			
21 著述家、記者、編集者			
22 美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者			
23 音楽家、舞台芸術家			
24 その他の専門的職業従事者			
25 一般事務従事者	10	2	8
26 会計事務従事者	2		2
27 生産関連事務従事者			
28 営業・販売事務従事者			
29 外勤事務従事者			
30 運輸・郵便事務従事者			
31 事務用機器操作員			
32 商品販売従事者			
33 販売類似職業従事者			
34 営業職業従事者			
35 家庭生活支援サービス職業従事者			
36 介護サービス職業従事者			
37 保健医療サービス職業従事者			
38 生活衛生サービス職業従事者			
39 飲食物調理従事者			
40 接客・給仕職業従事者			

特定製造業務は01から99の内数

01から99の合計と一致

01から99の合計と一致

- ①ー2業務別派遣労働者（日雇派遣労働者を除く）の実人数（続）

	計	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者
—	—	—	—
41 居住施設・ビル等管理人			
42 その他のサービス職業従事者			
43～45 自衛官・司法警察職員等	—	—	—
46 農業従事者			
47 林業従事者			
48 漁業従事者			
49・50 生産設備制御・監視従事者			
51 機械組立設備制御・監視従事者			
52・53 製品製造・加工処理従事者	10	5	5
54 機械組立従事者			
55 機械整備・修理従事者			
56・57 製品検査従事者			
58 機械検査従事者			
59 生産関連・生産類似作業従事者			
60 鉄道運転従事者			
61 自動車運転従事者			
62 船舶・航空機運転従事者			
63 その他の輸送従事者			
64 定置・建設機械運転従事者			
65 建設躯体工事従事者	—	—	—
66 建設従事者（建設躯体工事従事者を除く）			
67 電気工事従事者			
68 土木作業従事者	—	—	—
69 採掘従事者			
70 運搬従事者			
71 清掃従事者			
72 包装従事者			
99 分類不能の職業			

99分類不能の職業の場合、派遣業務内容を余白に記入。

	計	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者
②期間制限の対象外となる労働者（①の内数）			
法第40条の2第1項第2号（高齢者）	2		2
法第40条の2第1項第3号イ（有期プロジェクト業務）			
法第40条の2第1項第3号ロ（日数限定業務）			
法第40条の2第1項第4号（育児休業等取得者の代替）			
法第40条の2第1項第5号（介護休業取得者の代替）			

1人で複数の業務に対して派遣されている場合は、主たる業務に記入。

③日雇派遣労働者の実人数

6月1日に派遣した日雇労働者の実人数。

日雇派遣労働者計	i～ivに該当しない者	i 高齢者	ii 昼間学生	iii 副業として従事する者	iv 主たる生計者でない者
4	2	2			

④日雇派遣労働者の業務別実人数（③の内数）

6月1日に日雇派遣した労働者を政令で定める業務（令第4条で定める業務）に分けて記入。（実人数）

「i～ivに該当しない者」の人数はいずれかに該当する。

複数の業務に対して派遣している場合は、主たる業務に記入。

	日雇派遣労働者計
製造の業務（特定製造業務に限る。）	
4－1（情報処理システム開発）	2
4－2（機械設計）	
4－3（事務用機器操作）	
4－4（通訳、翻訳、速記）	
4－5（秘書）	
4－6（ファイリング）	
4－7（調査）	
4－8（財務）	
4－9（貿易）	
4－10（デモンストレーション）	
4－11（添乗）	
4－12（受付・案内）	
4－13（研究開発）	
4－14（事業の実施体制の企画、立案）	
4－15（書籍等の制作・編集）	
4－16（広告デザイン）	
4－17（OAインストラクション）	
4－18（セールスエンジニアの営業、金融商品の営業）	

第6面①-2

参考：日本標準職業分類URL（総務省）

http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/shokgyou/21index.htm

⑤日雇派遣労働者のうち期間制限の対象外となる業務における派遣労働者の実人数（③の内数）

法第40条の2第1項第3号イ（有期プロジェクト業務）	
法第40条の2第1項第3号ロ（日数限定業務）	
法第40条の2第1項第4号（育児休業等取得者の代替業務）	
法第40条の2第1項第5号（介護休業取得者の代替業務）	

6月1日に派遣した労働者の雇用保険及び社会保険の加入状況を記入。（第6面①の内数）

2 過去1年以内に労働者派遣されたことのある登録者（雇用されている者を含む。）の数

特定労働者派遣業の場合は記入不要。

3 雇用保険及び社会保険の派遣労働者への適用状況

	雇用見込みが1年以上の労働者		雇用見込みが1年未満の労働者	
	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者
雇用保険	27	13	—	2
健康保険	27	13	—	2
厚生年金保険	27	13	—	2

※「通算雇用期間1年未満の無期雇用派遣労働者」は「雇用見込みが1年以上の労働者」の「無期雇用派遣労働者」に人数を含めてください。